**平成２９年（フ）第１８号**
宮城県大崎市古川南町１丁目２番３―10号フォーマル91パートⅡ　Ｃ棟101号、従前の住所宮城県大崎市古川中島町９番45号　中島ハイツ203号
債務者　木村　祐希
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第５７８号**
京都府城陽市久世南垣内66番地、前住所兵庫県西宮市日野町18番19―101号
債務者　福富　　梓
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１７４号**
兵庫県西宮市甲子園七番町９番26―304号
債務者　森田　眞司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１９３号**
兵庫県西宮市高須町１－１－３－401、住民票上の住所名古屋市瑞穂区彌富通５丁目47番地
債務者　坂野　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２１４号**
兵庫県尼崎市東園田町７丁目10番地の９
債務者　小松　雅史
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２２５号**
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目21番22号キヤスル塚口213、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目23番１―205号
債務者　門脇　繁仁（旧姓生頼）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第３１号**
和歌山市西浜３丁目８番59号　プレゼンス西浜103
債務者　長谷場　力（旧姓川井田）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第３２号**
和歌山市西浜３丁目８番59号　プレゼンス西浜103
債務者　長谷場亜季（旧姓木場・牛尾）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第４３号**
和歌山市六十谷317番地４　ＦＫマンション―202
債務者　千川　千紗（旧姓櫛永）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第５４号**
和歌山市直川674番地１
債務者　鎌倉　利守（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第６８号**
和歌山県岩出市曽屋458番地の１
債務者　細石　文子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第６９号**
和歌山市中筋日延252番地
債務者　紀　　文彦
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第８２号**
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町817番地
債務者　小山　浩也
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第５号**
徳島県美馬市脇町字曽江名359番地31　上曽江団地103号、前住所徳島県美馬市脇町字拝原2783番地２
債務者　白川　一喜
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２９年（フ）第４０号**
福島県須賀川市和田字中地西１番地　市営89号
債務者　高田　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２９年（フ）第５３号**
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16　参番館―1102、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山４丁目12番地の８
債務者　井上小百合
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部